

保険料額決定通知書の見方

(例：単身世帯(83歳)年金収入205万円の場合)

今年度の1年間の
保険料額

令和6年中の総所得金額等から基礎控除を引いた額

所得に応じて負担していただく保険料を求めるための率

年間保険料額

令和7年度分の後期高齢者医療保険料額

80,100 円

被保険者氏名	村上 太郎		被保険者番号	12345678
決定年月日	令和7年 7月 1日	決定理由	保険料額を決定しました	

保険料算定の基礎

①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額①×②	④均等割額	⑤算出額③+④	⑥限度超過額
520,000	8.61	44,772	44,200	88,972	0
⑦所得割軽減額	均等割軽減割合	⑧均等割軽減額	⑨年保険料額⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩月割減額
0	2割	8,840	80,132	12	0
					⑪保険料額⑨+⑬-⑩-⑭
					80,100

後期高齢者医療制度に加入する前日において被用者保険の被扶養者については、後期高齢者医療制度に加入した日の属する月から2年を経過する月までのうち、本年度分の保険料算定の基礎が、こちらに表示されます。

⑪均等割額	均等割軽減割合	⑫均等割軽減額	⑬年保険料額⑪-⑫	月数	⑭月割減額
*****	*****	*****	*****	**	*****

所得の状況に応じた軽減制度に該当する場合、軽減となる額
(例は2割軽減に該当している場合)

被用者保険の被扶養者であって後期高齢者医療制度加入後2年以内の方は⑫に記載

加入月数が1年未満の場合に減額となる額

上段の算出額⑤から、限度超過額⑥及び軽減額⑧を引いた額

加入(予定)月数

保険料納入通知書の見方

(例：年間保険料額80,100円の場合)

特別徴収

年金からの天引きの場合それぞれの徴収額と徴収月が記載されており、納期は、年金支給月の年間6回です。

普通徴収

納付書又は口座振替の場合それぞれの徴収額と納期限(口座振替日)が記載されており、納期は、「第4期」から「第12期」までの年間9回です。

徴収の方法

特別徴収(年金からの天引き)又は普通徴収(納付書又は口座振替)

年金からの納付の場合、天引きされる年金内容

月	特別徴収(円)	期別	普通徴収(円)	普通徴収の場合の納期限
4月	12,000			
5月				
6月	12,000			
7月		4期	0	令和7年 7月 31日
8月	12,000	5期	0	令和7年 9月 1日
9月		6期	0	令和7年 9月 30日
10月	14,700	7期	0	令和7年 10月 31日
11月		8期	0	令和7年 12月 1日
12月	14,700	9期	0	令和8年 1月 5日
1月		10期	0	令和8年 2月 2日
2月	14,700	11期	0	令和8年 3月 2日
3月		12期	0	令和8年 3月 31日
計	80,100	計	0	
合計額		80,100 円		

翌年度4月・6月・8月の年金から天引きされる仮徴収額は、2月の年金から天引きされる保険料額と同額になります。

徴収方法	特別徴収
特別徴収義務者	厚生労働大臣
特別徴収対象年金	老齢基礎年金
特別徴収対象年金額※	2,050,000

下記に記載のある方は口座振替による納付です。

金融機関	普通徴収分はこの欄に記載の口座から振替(空欄の場合は納付書払)
口座種別	
口座番号	
口座名義人	
納付区分	

※ 現在受給されている年金額をすべて記載しているわけではなく、天引きされる年金の額を記載したものです。また、年金保険者から通知された1種類の年間年金額を記載しているため、現在受給されている年金額と異なる場合があります。

本年4月・6月・8月に仮に徴収する額

2月の年金天引き額と同額が翌年度4月・6月・8月に仮に徴収する保険料額となります。

今年度の年間保険料額